一　解除に係る保安林の所在場所　長野県東筑摩郡生坂村大字北陸郷一二九八七の七から一二九八七の一一まで、一二九八七の一三、一二九九〇の四、一三〇〇七の二、一三〇〇七の三、一三〇〇八の二から一三〇〇八の五まで、一三〇〇九の二、一三〇〇九の三、一三〇一三の二、一三〇一三の四、一三〇一三の五、一三〇一三の七から一三〇一三の九まで、一三〇一四の二、一三〇一四の三、一三〇一六の三、一四六八七の二、一四六八七の三、一四六九四の二から一四六九四の四まで、一四六九五の三から一四六九五の五まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第四百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県東筑摩郡生坂村大字北陸郷一三〇〇七の一、一三〇〇七の五、一三〇〇九の四、一三〇〇九の六、一三〇一三の一〇、一三〇一三の一一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県日南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市美馬町字池ノ浦一二、二四七、二四九から二五二まで、二五三の一、二五三の二、二五四、字岡一六三の一、一六五の一、二〇七の一、二〇七の五、字北土ヶ久保一二の九、字城二〇七の四、字瀧ノ宮一八の三、二〇の一、二〇の四、二六の一、三〇の二（次の図に示す部分に限る。）、字立見山一一一、一四五の二、一四五の三、一七一の一、字西段二一八の一、二一九の一、二一九の二、字橋谷七、九の一、一〇の一、一〇の二、字東筋一一の四、一二の一、字藤宇六三の二、字鍋倉二八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字池ノ浦一二（次の図に示す部分に限る。）、二四七、二四九から二五二まで、二五三の二、二五四、字岡一六三の一、一六五の一、二〇七の一、二〇七の五、字北土ヶ久保一二の九、字城二〇七の四、字瀧ノ宮一八の三、二〇の一、二〇の四、二六の一、三〇の二、字立見山一一一・一四五の二・一四五の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一七一の一、字西段二一八の一・二一九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二一九の二、字橋谷七、九の一、一〇の一、一〇の二、字東筋一一の四、一二の一（次の図に示す部分に限る。）、字藤宇六三の二、字鍋倉二八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市美馬町字虫枝佐古二九、字蔭ノ浦一一の二、字倉尾七八の一、七八の三、字中野一五六の三、一九六の一、二〇二の一から二〇二の三まで、二〇六の二から二〇六の四まで、二一三、二一六の一、二一七、字夏弥喜八二、八三、九四の一、九四の二、九五、九六、九八の二、九九の一、一四七、一四八の一、一四八の二、一五〇の一から一五〇の三まで、一六一の一、一六一の二、一六二、一六五、一七五から一七八まで、字西大久保三九の二、字松尾四二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字虫枝佐古二九（次の図に示す部分に限る。）、字蔭ノ浦一一の二、字倉尾七八の一、七八の三、字中野一五六の三、一九六の一・二一六の一・二一七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇二の一から二〇二の三まで、二〇六の一から二〇六の四まで、字夏弥喜八二、八三、九四の二、九五、九六、九八の二・一六一の一・一六一の二・一六二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一四七、一四八の一、一四八の二、一五〇の一から一五〇の三まで、一六一の一、一六一の二、一六二、一六五、一七五から一七八まで、字西大久保三九の二（次の図に示す部分に限る。）、字松尾四二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市脇町田上字西田上六七二の一、六七二の二、七一七の一、七一七の二、七三八の一、七三八の二、脇町字井口東九六、九九、一〇三、二〇二から二〇六まで、字唐場岡二四、二六から三〇まで、字国見丸三三の一、三三の二、字下大滝一三八の一、一三八の二、字ツツガ佐古二九、三〇、四六、四七、字中八　六六の二、字曽江名一一八二の二、一一八七の一、一二〇〇、字西赤谷二七一九から二七二一まで、二七二三、二七二四、二七二七、二七二八、二七三〇から二七三三まで、二七三六、二七四六から二七五二まで、二九一八、二九四〇、三〇一八、字東俣名一五七五の一、一五七六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西田上六七二の一、六七二の二、七一七の一、七一七の二、七三八の一、七三八の二、字井口東九六、九九、一〇三、二〇二から二〇六まで、字国見丸三三の一、三三の二、字下大滝一三八の一、一三八の二、字ツツガ佐古二九、三〇、四六、四七、字中八　六六五の二、字曽江名一一八二の二・一一八七の一・一二〇〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字西赤谷二七二三・二七二四・二七二七・二七四九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二九一八、二九四〇、三〇一八、字東俣名一五七五の一・一五七六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）